

4. 「対面式授業」について

対面での実施を認められている授業（教室等での授業）等の実施にあたっては、次の「【参考】教室（実験・実習室等含む）での授業実施（対面授業）にあたっての措置」を厳守してください。

【参考】教室（実験・実習室等含む）での授業実施（対面授業）にあたっての措置

- 1) 教室における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるためには、(1)換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、(2)多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、(3)近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていく。
- 2) 学生に対して、体温チェック、手洗い、マスク使用による咳エチケットと洗剤による十分な手洗いなどの感染対策の徹底を促す。自覚がなくても感染拡大を招くキャリアの存在の危険性を認識させる。
- 3) 各自の健康維持と感染拡大の防止が最優先であるので、感染の事実を隠さないこと、また感染者に対して差別的な扱いをしないことを注意する。
- 4) 体調不良者には積極的に欠席を促すとともに、欠席届の取扱いについては柔軟な措置を講ずる。授業中に咳き込む学生、体調がすぐれない学生には、退出するなどを促す。
- 5) 教室のドアや窓は、自然換気を促すために開放しておく。または、20～30分に一度程度は換気を行う。
- 6) 座席は物理的に許す限り、2 m以上の間隔で座るよう促す（座席指定など）。教室サイズが許せば、教卓の前の一列目には座らないこととする。
- 7) 私語等の近距離での会話は危険であるので、これまで以上に私語の禁止を指導する。
- 8) マスクや個人用の消毒液は大学から提供できないので注意する。